

## まちづくりの取り組みについて（益城町復興整備課）

地区画整理事業に伴い、益城町復興計画で位置付けた都市拠点への導入機能の配置検討（案）に基づき、木山地区の賑わいに関して、木山地区まちづくり協議会と一緒になって取り組みを行っています。



○木山地区まちづくり協議会では、区画整理事業の概形（食事で言うところの「お皿」）が提示されたことから、この上にどのような「料理」を盛り付けていくか、つまり、「どのような活動を行い、活気をつくっていくか」についての話し合いを進めています。

○「木山まちの活気づくり」については、考えるべきことが多く、また、一つ一つをしっかり考える必要があるため、現在、対象範囲を絞って意見交換会を実施していくこととしています。これまで「横町線の活気づくり」と「木山交差点の活気づくり」について、地域の方々と意見交換を実施しました。

○町としては、このように復興に向けた取組を主導しつつ、住民の取組を積極的に支援しています。区画整理事業は、「住民の方の生活再建に大きく関係する事業」ということを念頭に、地元の想いを尊重しつつ、計画性とスピード感を持って進めて参ります。

### △益城中央被災市街地復興地区画整理事業のお問い合わせ先

- ◆お問い合わせ先
  - 〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F  
益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930（直通）
  - 〒860-0831 熊本中央区八王寺町1-20  
熊本県 益城復興事務所 工務課 電話：096-273-9641（直通）
  - ◆ホームページ
    - 【益城町】<https://www.town.mashiki.lg.jp/>
    - 【熊本県】<http://www.pref.kumamoto.jp/>

## 区画整理だより



清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様が熊本地震からの生活再建や地域の復興に向け御尽力されていることに敬意を表しますとともに、復旧・復興事業をはじめとする熊本県の取り組みにご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、この「益城中央被災市街地復興地区画整理事業」は、本年3月に締結した益城町との協定に基づいて、熊本県が施行者となり、まちづくりを進める益城町と一緒になって取組むこととなったものです。

熊本県では、本年4月から用地先行買収と並行して事業計画の策定を進めて参りましたが、事業計画案の説明会、計画図書の縦覧及び熊本県都市計画審議会等を経て9月27日付けで国土交通省の認可を受け、10月5日に事業計画決定の熊本県公告をもって正式に事業着手となりました。

本事業は、「地震の教訓を生かしたより安全な街への再生」と「地域の発展」を目指すとともに、何よりも「被災された皆様方の早期の生活再建」を第一に、時間的緊迫性を持って、できる限り丁寧に取り組んでいくこととしております。

既に、測量・設計及び換地設計等に着手しており、今後は地区画整理事業審議会の設立など事業に伴う諸手続きも速やかに進めて参りますが、これらの作業や手続きを地域の皆様との相互理解のもと円滑に進めていくために、取組内容や進捗状況等に関する最新情報を常に共有することがとても重要と考え、その取組の一つとして「区画整理だより」を創刊することとしました。今後、随時発行して積極的な情報の公開に努めて参りますので、ご活用いただければ幸いです。

最後になりますが、権利者の皆様へ1日でも早く宅地等の引き渡しができるよう事業の早期完成に向け精一杯努めて参ります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、「区画整理だより」創刊の挨拶とさせていただきます。

熊本県益城復興事務所 所長 宮島 哲哉

## 地区画整理事業の流れ

地区画整理事業は次のような手順で行われます。現在は、換地設計・実施設計を進めています。

### 事業区域の施工工程



## 土地利用計画・事業概要について

右図は、道路・公園等の公共施設の位置や官公署や住宅地・商業地等の範囲を区分した「市街化予想図」です。

凡 例	
地 区 界	厚 生 施 設
住 宅 地	墓 地
商 業 地	公 園・緑 地
官 公 署	河 川



### ◇事業概要

- ◆施 行 者：熊本県
- ◆施行期間：平成30年10月5日から  
平成40年3月31日まで
- ◆施行地区面積：約28.3ha
- ◆平均減歩率：14.7% (9.9%)
- ※用地先行買収を行う本地区では、括弧書きの  
9.9%が地区全体の平均減歩率になります。
- ◆資金計画（全体事業費）：約126億円

## 権利者の皆さまへお願ひ

益城中央被災市街地復興地区画整理事業が始まったことにより、下表に該当される方は、申請または届出が必要です。

具体的な手続き等については、熊本県益城復興事務所 工務課にお問い合わせください。

項目	手続きの対象者及び申請期間
①建築行為等の制限 (法第76条の申請)	建物など建築を予定されている方 【申請期間】平成30年10月5日(金)～換地処分の公告日まで
②基準地積の更正 (実測地積の申請)	現況の土地面積が登記簿に記載されている面積と異なるとお考えの方 【申請期間】平成30年10月5日(金)～平成30年12月3日(月)まで
③所有権以外の未登記権利申告	登記されていない権利を申告したいとお考えの方 【申請期間】平成30年10月5日(金)～換地処分の公告日まで
④土地売買等による所有権移転等に伴う権利の届出	相続や売買などで、土地の所有権移転を行う方 【申請期間】平成30年10月5日(金)～換地処分の公告日まで
⑤地区画整理審議会の選挙権・被選挙権に係る申告	選挙権及び被選挙権を有するために申告が必要な方 (以下の条件にあてはまる方) ・登記されていない借地権者の方 ・土地を共同(2人以上)で所有されている方、又は借地されている方 ・相続登記がされていない方 【申請期間】平成30年10月5日(金)～平成30年10月29日(月)まで

## 高齢者向け新型住宅ローンについて

熊本地震で被災された①60歳以上の②仮設住宅の入居要件を満たす方限定で、新しい家やマンション、今お持ちの家や土地を担保に住宅金融支援機構の融資を受け、被災した自宅を再建することができる制度です。

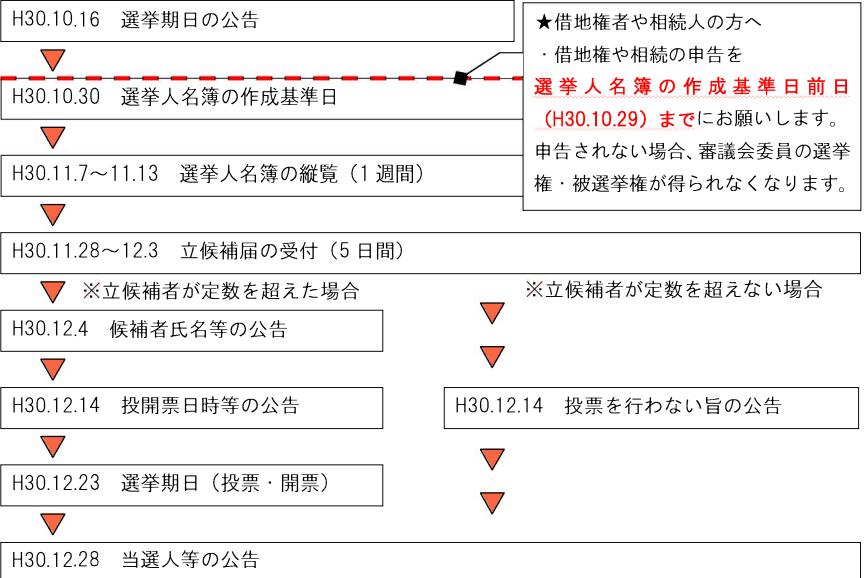
### ＜お問い合わせ先＞

住宅金融支援機構 電話：0120-086-353  
毎週木曜日 益城町仮設庁舎1階東側相談室 開設：9時～12時・13時～15時

## 土地区画整理審議会の設置について

今回の土地区画整理事業では、施行区域内の土地所有者や借地権者のご意見を反映して換地計画を進めるために、土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)が設置されます。

### ◇土地区画整理審議会設置までのスケジュール



## 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限について

現在も申請を受け付けている被災者生活再建支援金の加算支援金については、申請期限が、平成31年5月13日までとなっておりますが、当該事業を実施するため、申請期限の延長を検討しております。

申請窓口は、益城町役場の生活再建支援課となっております。

### ＜被災者生活再建支援金に関するお問い合わせ先＞

益城町 生活再建支援課 生活再建支援係 電話：096-289-1400 (直通)  
熊本県 健康福祉政策課 地域支え合い支援室 電話：096-333-2819 (直通)

## 「県・町の合同相談窓口」を開設しました！！

10月9日(火)から、益城町復興整備課内に県・町の合同相談窓口を開設しました。県の職員が常駐し、事業に関するご相談等に対応させていただきます。

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分まで

※なお、ご連絡いただければご都合の良い時間帯にお伺いします。

### ＜お問い合わせ先＞

益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930 (直通)  
熊本県 県央広域本部 益城復興事務所 工務課 電話：096-273-9641 (直通)